

# 消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕	〔施策の方向〕	〔具体的取組〕
I. 安全の確保	1. 商品・サービスの安全性確保	(1)商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター） (2)商品に関する各法に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター） (3)商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター） (4)家庭用品安全対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） (5)健康リビング対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） (6)公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課、区役所）
	2. 食の安全性確保	(1)農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター） (2)食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） (3)学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康教育課・健康給食推進室） (4)保育園給食の安全性確保（こども未来局運営管理課）
	3. 監視指導	(1)環境衛生関係営業施設に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） (2)専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） (3)小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）
	4. 商品廃棄に係る汚染防止	(1)廃家電製品に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） (2)使用済み乾電池に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） (3)蛍光管に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
	5. 放射性物質に対する安全性確保	(1)食品等の検査（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） (2)市内産農産物の放射性物質検査（経済労働局農業振興課） (3)学校給食用食材の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室） (4)水道水中の放射性物質検査（上下水道局水道水質課）
II. 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止	1. 表示・包装の適正化	(1)表示（単価価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (2)包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (3)過剰包装の自粛（環境局減量推進課） (4)食品表示の適正化の推進（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所・健康増進課、区役所） (5)包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (6)自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (7)アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (8)家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）
	2. 計量の適正化	(1)特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査（経済労働局工業振興課） (2)特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等（経済労働局工業振興課） (3)商品量目立入検査（経済労働局工業振興課） (4)商品量目試買検査（経済労働局工業振興課） (5)計量展示室の公開（経済労働局工業振興課） (6)適正計量の普及・啓発（経済労働局工業振興課）
	3. 不適正な取引行為の禁止	(1)事業者との情報交換及び改善の推進（経済労働局消費者行政センター） (2)不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター） (3)広域的な被害拡大防止及び未然防止（経済労働局消費者行政センター）
III. 生活必需物資の確保及び価格の安定	1. 生活必需物資の確保及び価格の安定	(1)生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） (2)新たな産地開拓に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） (3)市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課） (4)価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）
	2. 災害緊急対策	(1)生活必需品の提供確保（経済労働局消費者行政センター） (2)飲料水の供給（上下水道局庶務課） (3)備蓄物資等の整備（総務企画局危機管理室） (4)防災に関する情報（総務企画局危機管理室）
IV. 苦情の処理及び被害の救済	1. 消費生活相談の充実	(1)消費生活に関する相談窓口（経済労働局消費者行政センター） (2)消費生活相談員への助言等の充実（経済労働局消費者行政センター） (3)特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） (4)緊急特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） (5)危害・危険情報の収集（経済労働局消費者行政センター） (6)重大事故等の通知（経済労働局消費者行政センター） (7)関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）
	2. 被害の救済	(1)苦情処理のあっせん・調停等（経済労働局消費者行政センター） (2)消費者訴訟の援助（経済労働局消費者行政センター） (3)被害の救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）

〔施策の柱〕

〔施策の方向〕

〔具体的取組〕

V. 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

1. 効果的な情報発信の推進

- (1)消費者行政センターによる情報発信（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター）
- (3)食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）
- (4)食育に関する情報の提供（健康福祉局健康増進課）
- (5)消防に関する情報の提供（消防局予防課、査察課）
- (6)住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）

2. 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発の推進

- (1)消費者被害防止等の講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)啓発冊子による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
- (3)ホームページ等による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
- (4)街頭啓発による消費者被害の防止（経済労働局消費者行政センター）

3. 様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

①学校

- (1)消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター）
- (2)消費者市民社会に関する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (3)職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (5)環境配慮を旨とした「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課）
- (6)社会科副読本の作成（環境局減量推進課）
- (7)出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）

②地域社会

- (1)地域の団体等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (3)消費者市民社会に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)消費者連続講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (5)ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
- (6)リサイクルコミュニティセンター等を活用した教育の推進（環境局減量推進課）
- (7)地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (8)消費者団体等による教育の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (9)地域に向けた火災予防に関する啓発の推進（消防局予防課）
- (10)市場体験による食育の実施（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）
- (11)健康な食のあり方等を学ぶ機会の提供（健康福祉局健康増進課）

③職域

- (1)従業員等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)事業者向けエコドライブ啓発の推進（環境局大気環境課）
- (3)事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (4)事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課）
- (5)エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課）
- (6)食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）

4. 地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携

①担い手の育成

- (1)担い手の育成に向けた消費生活相談員による講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター）
- (3)消費生活モニターに対する研修の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)学校における消費者教育の担い手の育成（教育委員会事務局総合教育センター）
- (5)廃棄物減量指導員制度との連携（環境局減量推進課）
- (6)環境教育の担い手の育成（環境局環境調整課）
- (7)食に関する地域活動等の担い手の育成（健康福祉局健康増進課）

②多様な主体との連携及び育成

- (1)地域団体等との連携に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (3)多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (4)関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局健康増進課）
- (5)資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）

VI. 消費者支援協定

1. 消費者支援協定の締結

- (1)洗濯用粉石けんの安定供給（経済労働局消費者行政センター）
- (2)家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター）
- (3)上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター）
- (4)住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）
- (5)葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）

VII. 施策推進のための行政体制の充実

1. 消費者意見の反映

- (1)川崎市消費者行政推進委員会の運営（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費生活モニターの育成（経済労働局消費者行政センター）
- (3)川崎市食の安全確保対策懇談会の運営（経済労働局消費者行政センター）
- (4)市長への申出（経済労働局消費者行政センター）

2. 消費者行政の円滑な推進

- (1)庁内関係局との連携（経済労働局消費者行政センター）
- (2)関係行政機関及び団体との連携強化（経済労働局消費者行政センター）
- (3)権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備（経済労働局消費者行政センター）